平成２２年（フ）第２９５８号
神奈川県鎌倉市手広２丁目８番26号
債務者　板橋奈津美（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９８号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅12街区３棟105号
債務者　大沼　守仁
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９９号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅12街区３棟105号
債務者　大沼　昭子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４７号
愛知県豊田市竹元町小田15番地４
債務者　舩木　雪乃
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３３号
岡山市北区弓之町５番10号
債務者　増田由起子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２０号
栃木県下野市下古山2539番地６、前住所京都府京都市伏見区石田桜木３番地　住宅公団醍醐石田団地14―206
債務者　大塚美由紀（旧姓小坪）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２１号
栃木県宇都宮市石井町3413番地68　ヨシダマンション105号室
債務者　柳井　秀伸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９８９号
大阪府茨木市西田中町６番41号
債務者　山本　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７５号
大阪府大東市北条１丁目13番24号　野崎荘35号
債務者　髙谷　光子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００１号
横浜市港北区高田西４丁目１番１―303号
債務者　玉城香穂子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２５号
東京都調布市富士見町３丁目19番地１都営富士見町１―306
債務者　家村　壽子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７４０号
岡山市南区豊成１丁目16番20号　サンローゼ101、申立時の住所岡山市南区築港緑町３丁目13番地48
債務者　坪井珠眞子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５９号
岡山市中区国府市場202番地　南棟
債務者　三宅　照太
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５１号
岡山市南区福富東２丁目９番６号
債務者　内村　喜昭
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地295　県住７―203
債務者　谷口　智勇
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係